

第 1 行財政改革の必要性

1 これまでの取組結果

平成 10 年 12 月に策定した第三次行革大綱では、「1 社会経済状況の変化」、「2 財政環境の悪化」、「3 行政ニーズの多様化・高度化」、「4 分権型社会の進展」の 4 つから行財政改革の必要性を位置付けて、本庁部制の再編の前倒し実施や職員定数の大幅削減などの取組を進め、この 3 年間で約 2,800 億円の削減効果がありました。

第三次行革大綱における当初の 3 年間（平成 11～13 年度）の実施項目及び 10 年間（平成 11～20 年度）の検討・実施項目のフォローアップ結果では、それぞれ 9 割以上、あるいは 8 割以上が実施済みとなっています。

表 1 実施・検討項目のフォローアップ結果

	平成 11～13 年度 の実施項目	平成 11～20 年度 の検討・実施項目	合計
全項目数	101	70	171
実施項目	101	-	101
実施済み	96	-	96
未実施	5	-	5
検討・実施項目	-	70	70
検討して実施済み・実施予定	-	57	57
その他	-	13	13

注、実施済みには、一部実施済みを含む。

2 行革大綱見直しの背景

第三次行革大綱策定後の状況の変化として、いわゆるデフレ経済のもと、税収の伸びに大きく期待できない中、県債残高の増高や、基金もほぼ枯渇する一方で、義務的経費が確実に増加することから、今後の財政運営は一層厳しいものになることが見込まれます。このため、“**厳しい財政環境は今後も継続する**”と認識して、それに打ち勝つように、県の行財政システムの抜本的な改革に取り組む必要があります。

また、平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行を受けて、**地方分権は理念から具体化への段階に移っています**。さらに、県内でも複数の地域で市町村の合併協議会が設置される、あるいはNPOやボランティアなど県民主体の活動が育ってきているなど、地域のことは地域で主体的に決定、実行していくという動きが具体的に出てきています。加えて、**国と地方との関係の新たな見直しの動き**（いわゆる「骨太の方針」の閣議決定や地方分権改革推進会議の発足）や都道府県、市町村制度の見直しの動きなどの変化も現れてきています。

さらに、平成12年4月からの**情報公開条例の施行を受け、さらに施策の推進に当たり、その各過程における透明性の向上を図る取組**や、平成13年1月の「e-Japan戦略」による平成15年の電子政府の実現を目指す取組に合わせて、本県としても、**ITを活用した電子地方政府化の取組**を着実に進めていく必要があります。

このような状況の変化を踏まえながら、**最少の経費で最大の効果を挙げる**ため、行財政改革の必要性を再整理するとともに、重点的に進める行財政改革の取組の柱や果たすべき県の役割を明らかにし、自主・自立した県行政運営の継続を図りながら、平成10年3月に作成した県地方計画「**新世紀へ飛躍～愛知2010計画**」（目標年次2010年）の推進に向けて、行財政システムの再構築に取り組む必要があります。

特に、現在、「**新世紀へ飛躍～愛知2010計画**」の実効ある推進や新たな課題への対応を図るため、5年程度の期間内での**施策展開を明らかにする“中期推進プラン”**の策定に取り組んでいるところでありますが、このプランの推進を図るためにも、行財政システムの再構築に取り組むことは重要な意義があります。

3 再整理した行財政改革の4つの必要性

【行財政改革の4つの必要性】

1 社会経済状況の変化

高度経済成長を支えてきた官主導の規制と誘導による行政システムの変革
国・地方を合わせた膨大な長期債務残高
一層厳しさを増しつつある本県の財政状況
少子・高齢化、情報化など時代の大きな転換に即した行政運営
理念から具体化への段階に移った地方分権
情報通信技術（IT）革命と情報のグローバル化の進展

2 財政環境に打ち勝つ行財政システムの構築

デフレ経済のもと、“厳しい財政環境は今後も継続する”と認識
県民の期待に応えることができる行財政システムの抜本的改革とその再構築が必要

3 行政ニーズの多様化・高度化

福祉、環境問題等への対応
行政の透明性の確保
21世紀の飛躍の基盤となるプロジェクトの推進

4 分権型社会の実践・確立

NPOやボランティア活動との協働
真の広域的自治体としての役割、機能の発揮
市町村との新たな関係の構築